



人権それは愛

部落差別について正しく理解しましょう

部落差別は、日本社会の歴史的過程で作られた身分制度によって、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、住居、職業や結婚などで差別を受ける、我が国固有の重大な人権問題です。

埼玉県において、令和4年7月8日に「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。この条例は「全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」とし、「図書、地図その他資料の公表又は流布、結婚や就職に際しての身元調査、インターネットを使った情報提供その他の行為により部落差別を行ってはならない」など、県、県民、事業者の責務を定めております。しかしながら、戸籍の不正取得による身元調査や、インターネットを使った誹謗中傷などの人権問題が後を絶ちません。

また、部落差別をいまさら取り上げる必要はなく、そっとそのまま放置しておけば時間の経過とともに自然に解消する「寝た子を起こすな」という誤った考え方では部落差別を解消することができません。

私たち一人ひとりが、部落差別を自分の問題として受け止め、考え、行動することが大切です。差別を決して許さないという強い気持ちを持ち、学んだことを正しく伝え、差別の無い社会の実現に向けて行動しましょう。

☎人権・男女共同参画推進課 963-9119、生涯学習課 963-9283

越谷市まちの整備に関する条例施行規則および市街化調整区域の許可等に関する審査基準の一部改正の施行

▶施行日：令和5年4月1日

▶改正後の施行規則と審査基準：4月1日以後に提出された越谷市まちの整備に関する条例(平成14年条例第51号)第19条第2項に規定する事前協議書(以下「事前協議書」という)に係る許可申請等について適用します。それ以前に提出された事前協議書については、現行の規定で取り扱います。詳しくは、市ホームページをご覧ください



電子申請による受け付けの開始

4月1日以後、開発行為等計画届の電子申請ができるようになります。詳しくは、開発指導課へお問い合わせください。



☎開発指導課 963-9234

市の会計年度任用職員を募集します

○4月1日採用 子ども家庭相談員

▶勤務日時：火曜～土曜日の週5日、9:00～16:00(休日出勤の場合あり)

▶勤務場所：児童館ヒマワリ

▶勤務内容：児童の健全な遊びや家庭内および地域における児童の養育問題についての相談・助言、家庭児童相談室・児童相談所等との連携

▶対象：次の①～③のすべてに該当する方1人。①児童福祉事業に従事したことがある ②児童福祉問題に関し、相当の知識・経験を有する ③児童の健全育成に関心と熱意がある

▶給与：1,317円(時給)。社会保険加入あり。別途期末手当・交通費等支給あり

▶申込み：3月9日(木)までに申込書、写真を貼った市販の履歴書、資格証の写し(お持ちの方)を直接児童館ヒマワリへ(9:00～17:00。月曜日を除く)。申込書は児童館ヒマワリで配布するほか、市ホームページから印刷できます

▶選考：3月12日(日)に面接を実施。面接日に、「子ども家庭相談員に応募する理由」をテーマにした作文(600字～800字以内、A4サイズ、横書き、様式自由)を提出

*詳しくは、市ホームページをご覧ください

☎児童館ヒマワリ(蒲生旭町11-35) 986-3715



○保育所勤務の職員

いずれも、▶勤務場所：市内公立保育所、▶申込み：随時。写真を貼った市販の履歴書、資格証の写し(資格が必要な場合)を直接人事課へ。条件に応じて通勤手当、期末手当(賞与)等の支給あり。詳しくは、市ホームページをご覧ください



〈臨時保育士〉

▶対象：保育士資格をお持ちの方

▶給与：1,265円(時給)。▷1日7時間30分勤務・1日4時間30分勤務…社会保険加入あり ▷1日3時間30分勤務…社会保険加入なし

〈延長保育サポートスタッフ〉

▶対象：育児経験者、保育士資格をお持ちの方

▶給与：1,265円(時給)。社会保険加入なし

〈非常勤保育士〉

▶対象：保育士資格をお持ちの方

▶給与：17万9,246円(月給)。社会保険加入あり

〈時間外保育員〉

▶対象：育児経験者、保育士資格をお持ちの方

▶給与：▷1日4時間勤務…10万6,212円(月給)。社会保険加入あり ▷1日3時間勤務…7万9,712円(月給)。社会保険加入なし

☎人事課(第二庁舎4階) 963-9132



市内の施設を見学しませんか

市内見学バスツアー



☎広報シティプロモーション課 963-9117

団体

▶日程・定員：下表のとおり

日程	定員	日程	定員
5月16日(火)	14人	11月14日(火)	10人
7月14日(金)		12月12日(火)	
10月17日(火)		令和6年2月6日(火)	14人
		3月5日(火)	10人

▶内容：市内の施設や名所などの見学

▶対象：市内で活動している、または市内に事務所を有する法人を含む団体

▶参加費：無料

▶申込み：3月10日(金)までに電子申請で申し込み。または、はがきに希望日(第2希望まで)・団体名・団体の主な活動内容・参加予定人数・代表者の郵便番号・住所・氏名・電話番号を記入し、郵送(消印有効)で広報シティプロモーション課へ。申し込みは各団体1通のみ。実施日1日につき1団体。希望日が重なった場合は実施日ごとに選考(令和4年度に参加していない団体を優先)。結果は3月末までに各団体に通知します

*見学施設に名簿を提出する場合があります



個人(4月)

▶日時：4月14日(金)、9:30市役所第三庁舎正面玄関前集合。13:15頃解散予定

▶見学場所：宮内庁埼玉鴨場、越谷アリタキ植物園

▶対象：市内在住・在勤・在学または市内で活動している方10人(抽せん。最少催行人数5人)

▶参加費：無料

▶申込み：3月10日(金)までに電子申請で申し込み。または、はがきに市内見学バスツアーと明記のうえ、参加者全員(1枚に2人まで)の郵便番号・住所・氏名(ふりがな)・年齢・電話番号を記入し、郵送(消印有効)で広報シティプロモーション課へ。結果は3月末までに通知します

*鴨場に名簿を提出します

*新型コロナウイルスの感染拡大の状況により、見学施設を変更する場合があります

